

中小トラック事業者構造改善支援事業の対象事業の拡充について

新要件に基づく募集要領

申請受付期間 平成21年6月2日(火)～7月10日(金) ()

申請が予算額(21年度当初150億円)を超えた場合、追加募集は行わず、補助額を一律減額する場合があります。

事業実施期間 平成21年9月1日～21年11月30日(＊)のうち申請事業者の定める期間(1ヶ月以上2ヶ月以下)

＊ 地域の特殊事情等により事業実施をこの期間内に収めることが困難な場合には、22年1月31日までを事業実施期間とする。

申請事業者の要件

(下線部分が今回の変更点)

- ・中小企業(資本金3億円以下又は従業員300人以下)であるトラック事業者
- ・燃料費がトラック事業の総経費の概ね10%以上であること
- ・5台以上保有していること(離島及び沖縄復帰に伴う特例許可事業者は許可時の台数以上)
- ・社会保険等に加入していること
- ・昨年度実施した本事業による補助を受けていないこと

実績報告書の提出期限 実験終了から30日を経過した日

補助の条件

- ・実証実験による省エネ効果が概ね5%以上であること

事業の概要

中小トラック事業者構造改善支援事業【国費 20年度2次補正 150億円】
(平成20年度1次補正では「中小トラック事業者構造改善実証実験事業【国費35億円】」)

省エネ運行の実施又は燃費向上を伴う車両代替等により一定の省エネ効果を目指す計画を有する中小トラック事業者の取組みについて、車両代替費、燃料費等経費の一部を補助する。

(補助率:1/2、上限100万円以内)

- ・保有車両数5台以上30台以下

現行
要件

(5台未満でも離島或いは沖縄返還に係る特例許可事業者は、許可時の台数で可)

- ・燃料費がトラック事業の総経費の概ね20%以上 等